

パネル公募のお知らせ

国際法学会 研究企画委員会

本学会においては、2013年度にコンベンション方式による年1度、3日間の研究大会に移行して以来、パネル公募を実施しています。パネル公募制度は、学会員に対して、グループによる自主的な研究発表の機会を広く提供することで、学会員の研究意欲を喚起し、学会活動のいっそうの活性化をはかることを目的としています。

パネル公募による分科会の構成及び運営は、個別報告公募とは異なり、原則として学会員に委ねられます。博士後期課程在学中であっても、パネル報告及びコメンテーターへの応募資格は認められます(ただし企画責任者及び座長を除く)。パネルは、恒常的に活動を行っている研究グループのみならず、大会報告のために特に組織されたグループでもかまいません。また、報告者の半数までは非学会員で構成することもできます。なお、共同研究や新しいテーマへの意欲的取り組みを奨励するため、発表内容は完成された研究成果である必要はなく、研究途上における意見交換の場として活用していただいてもかまいません。

2016年度研究大会のためのパネル公募要領は以下のとおりです。奮ってご応募いただきますようご案内申し上げます。

パネ ル 公 募 要 領

1 報告時期

2016年度研究大会時(2016年9月9日～11日、コンベンション方式で静岡にて開催予定)に、最大3つのパネル公募分科会を設置する。

2 パネル公募分科会のテーマ及び構成

テーマは自由に設定でき、全体会又は他の分科会のテーマとの重複も認める。パネル公募分科会は、座長1名及び報告者3～5名程度で構成し(企画責任者は、座長又は報告者を兼ねることができる)、コメンテーターを付すこともできる。各パネルの持ち時間は、3時間15分となる予定である(終了時刻は、会場との関係で延長できないため、報告および質疑の時間配分には十分に留意すること)。また、英語による報告及びコメントも歓迎する(ただし、その場合には、少なくとも研究大会の10日前までに、学会ホームページでの公表用に英文の報告原稿又はコメント原稿を提出することを条件とする)。

3 応募資格

企画責任者及び座長のほか、報告者の少なくとも半数は、応募時及び報告時に国際法学会会員であることを要件とする。博士後期課程在学中の者にも、パネル報告及びコメンテーターへの応募資格が認められる(ただし企画責任者又は座長を務めることはできない)。なお、同一研究大会について、個別報告公募とパネル報告公募の双方に重複して応募することはできない。

4 応募手続

企画責任者は、学会ホームページ掲載の「応募フォーム」を用いて又は自由書式で、下記の必要事項をもれなく記載したうえ、2016年3月11日(金)(必着)までに研究企画委員長宛てに電子メールで送付されたい。研究企画委員長は、応募書類受領後、原則として1週間以内に受領確認を応募者に通知する。応募時に提出された企画責任者、座長及び報告者(該当すればコメンテーターも)の氏名及び所属・地位、パネル及び各報告のタイトル、企画趣旨は、採用後、そのまま研究大会の際に配布される報告要旨集に掲載される。また、2016年度研究大会より、研究発表用のレジュメ及び配布資料についても、研究大会のレジュメ集に含まれる予定である。

記載事項 (1)企画責任者、座長及び報告者全員について、①氏名、②所属・地位、③略歴(学部以後の

学歴及び職歴)、④連絡先(住所、電話・ファックス番号、電子メールアドレス)、⑤研究分野(国際法、国際私法、国際政治・外交史の別)、⑥学会員・非学会員の別及び国際法学会報告歴、⑦関連業績(主要業績5点以内)を記載する。また、(2)パネル及び各報告のタイトル、企画趣旨(1500字程度、又は英文で500ワード程度)、そして各報告者の役割分担(報告者に非学会員を含む場合には、その理由を記す)(800字程度、又は英文で300ワード程度)のほか、(3)コメンテーターを付す場合には、その①氏名、②所属・地位を記載する。

宛先(研究企画委員長)

〒113-0033 東京都文京区本郷7-3-1 東京大学大学院法学政治学研究科 岩沢雄司
E-mail: jsil.kikaku@gmail.com

5 審査手続

研究企画委員会は、提出されたパネルの構成・内容及び企画趣旨、企画責任者及び報告者の研究歴・報告歴等に基づく厳正な審査を行い、採否を決定する。採用に際しては、報告内容に関する付帯意見を付すか、あるいはパネルの構成を一部変更することを条件とすることがある。

6 結果発表

企画責任者には、電子メールを用いて採否を通知する(採用に当たって付帯意見又は一部変更の条件を付す場合には、それも含む)。また、学会ホームページにおいて、採用されたパネル及び各報告のタイトル、企画責任者、座長及び報告者(該当すればコメンテーターも)を公表する。

7 注意事項

- ・ 報告におけるプロジェクターの使用は、原則として認めない。
- ・ パネル公募制度によって報告を行っても、将来の依頼報告の機会に影響はない。